三条市における包括的維持管理業務の導入について

三条市 小山正幸
三条市 山井　敦
パシフィックコンサルタンツ株式会社 正会員○村松和也
パシフィックコンサルタンツ株式会社 稲光信隆
パシフィックコンサルタンツ株式会社 田中滋士

1. 目的

三条市が管理する市の社会インフラを取り巻く現状としては、地元建設業の減少などによる担い手不足が進む一方、施設の老朽化の進行及び自然災害の発生頻度増加などに直面しており、このままでは施設の安全・安心を維持できなくなるおそれがある。

このような状態を回避するためには、官・民・市民それぞれが連携し、新たな維持管理体制を構築することが重要である。その実現に向け、平成 29 年度から開始した包括的維持管理業務の具体的な取組み内容を検討したものである。

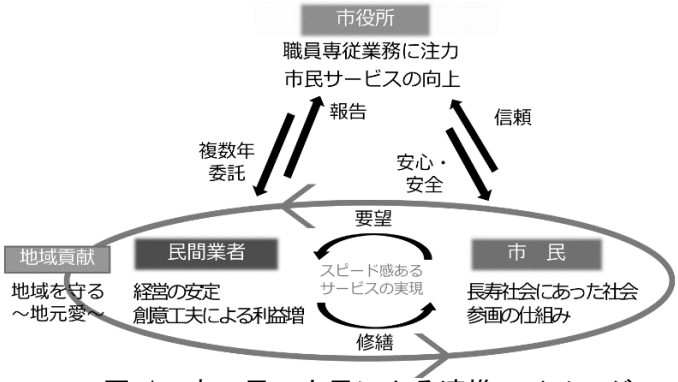

図-1　官・民・市民による連携のイメージ

2. 検討の経緯

三条市では、本業務について平成 26 年度から本格的に検討を進めてきた。平成 27 年 4 月に設立した「三条市公共施設包括的民間委託検討会」は平成 28 年 3 月、包括的民間委託の推進に向けた提言書を市長に提出し、平成 28 年度は提言書を受け、導入に向けた詳細な検討を行った。

表-1　包括的維持管理業務の導入に向けた検討経緯

年月	実施項目・内容等
H26.9	「三条市社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会」を設立
H27.3	「三条市総合計画」を策定（包括的民間委託への移行を打ち出し）
H27.4	「三条市公共施設包括的民間委託検討会」を設立し、検討を開始
H28.3.30	検討会から包括的民間委託を推進する提言書を市長宛に提出
H28.4	提言書を受け、H29 年度より実施する包括的維持管理業務の具体的な内容の検討を開始
H28.4.27	市内の建設業を含む維持管理業者を対象に、提言書の説明会を開催
H28.7.1	第 1 回意見交換会を開催（市内の業界団体ごと）
H28.11.25	第 2 回意見交換会を開催（市内の建設業を含む維持管理業者対象）
H29.1.6	入札公告（公募型プロポーザル方式）
H29.2.22	受託者の特定
H29.4.1	包括的維持管理業務委託開始

3. 業務の概要

「嵐北地区社会資本維持管理業務委託（以下、「包括」とする。）」では、試行的意味合いもあることから、市役所を中心とした市街地の一部を業務の対象区域とした。

表-2　業務概要

業務の対象	市が管理する道路施設（L=約 91km), 公園等施設（33 箇所）, 排水路（区域内の施設）
業務の範囲	・全体マネジメント業務　・窓口業務（苦情、要望の受付） ・巡回業務　・道路維持管理業務 ・公園等維持管理業務　・水路等維持管理業務 ・除雪業務（別途、単価契約により実施）
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（2 年）
事業規模	約 5,100 万円/年（消費税等込み）※除雪業務は金額に含まない

キーワード 包括的維持管理、民間業務領域の拡大、性能規定型契約、契約期間の複数年化
連絡先 〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 パシフィックコンサルタンツ(株) TEL03-6777-3828

4. 業務構成の考え方

三条市ではこれまで、社会インフラの維持管理は、民間への委託の他、市の技能職員が直接、日常の維持管理業務を実施してきた。しかし、技能職員は高齢化が進行し、新たに補充する予定がないこと、市職員は職員しかできない業務に専従することが市民サービスの向上に結びつくことから、包括には市の技能職員が行っていた業務（直営業務）を含めることとした。また、複数の民間業者が連携して業務を実施すること、維持管理に関する情報収集や受発注者間のコミュニケーションを重視することから、これらを行う全体マネジメント業務を含めることとした。

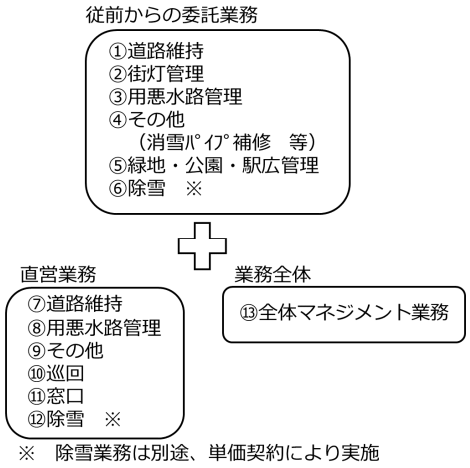

図-2　包括における業務構成の考え方

5. 地元を中心とした維持管理体制の構築

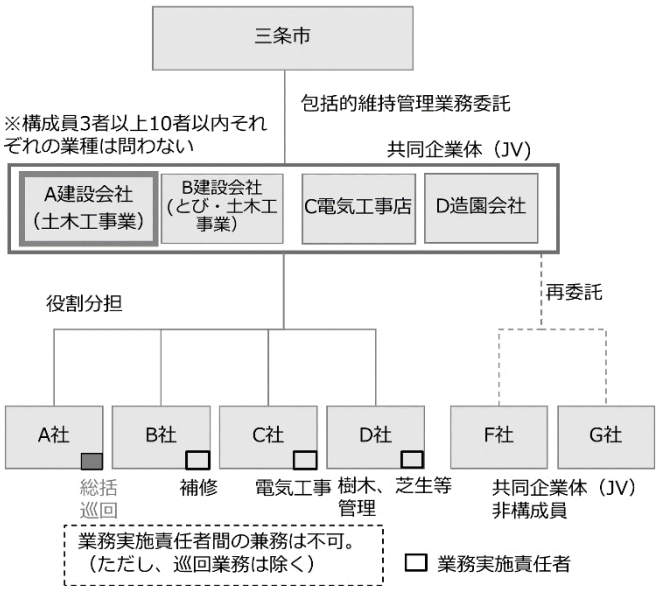

図-3　包括における体制構築のイメージ

維持管理体制の構築に当たっては、受注者の組織体制として、複数業務を包括することに加え将来における社会資本の点検、診断、修繕業務の取り込みも考慮し、共同企業体（JV）を採用することとした。また、構成員は補修業務の迅速な実施、災害対応における初期対応の充実を意図して、市内に拠点のある業者を要件とした。なお、構成員を 3 者以上 10 者以内としたのは、複数の社会インフラ分野に跨がる包括の実施に際して、それぞれ専門が異なる組織間連携による創意工夫を求めたことによる。

「総括業務責任者」の他、巡回業務、補修業務、電気工事業務、樹木・芝生等維持管理業務の実施に際して、「業務実施責任者」の配置を求めることで、責任範囲の明確化を図っている。

6. 性能規定の導入・月例会議の実施

補修業務の実施に際しては、1 件あたり 50 万円未満の業務の実施判断について民間業者に委ねることとした。ただし、過去の実績を見ても判断基準は必ずしも明確化されているわけではない。このことも踏まえて、受発注者間で毎月実施する予定の月例会議の中で民間業者が作成する提出書類による業務実績の蓄積や、その結果の分析に基づき、補修業務の必要性や業務実施の優先順位などをより明確にしていくことを予定している。

7. 最後に

包括は、平成 29 年 4 月 1 日にスタートしたばかりであり、導入後の評価を行うための情報の蓄積はこれからである。

包括の区域や業務の拡大に向けて、以下の課題について今後明らかにしていくことが必要である。

①維持管理基準（案）の明確化、②対象区域の拡大に向けた地区特性の把握、③点検、診断、修繕工事の取り込みに向けた検討、④維持管理予算の確保、⑤受発注者間の適切なコミュニケーションの実施やそのための仕組みの構築。

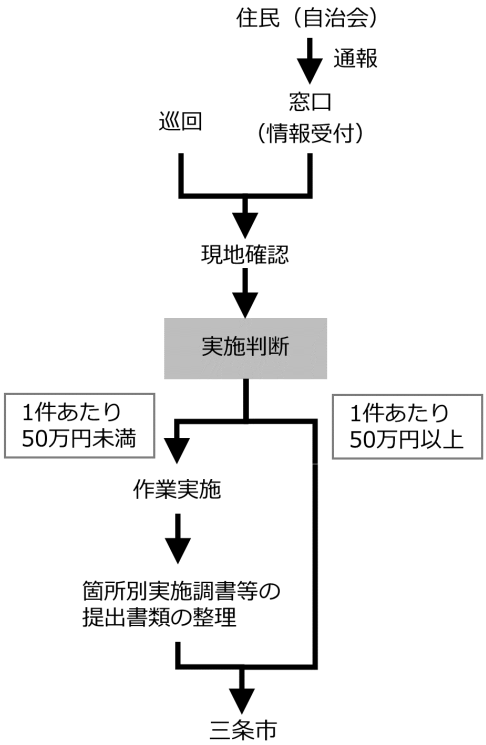

図-4　業務実施判断フロー